



令和3年度 児童・生徒を対象とした



# スマホ・ケータイ人権教室



を実施しています！



大津地方法務局及び滋賀県人権擁護委員連合会は、子どもの人権を守る活動の一環として、NTTドコモと連携した「スマホ・ケータイ人権教室」を滋賀県内の小・中学校で実施しています。

スマートフォン・携帯電話及びインターネットの正しい利用方法や危険性について、専門家（携帯会社等）から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめ発生の防止やいじめを受けた場合の人権相談窓口を周知する内容となっています。

講師は、NTTドコモと滋賀県人権擁護委員連合会からそれぞれ派遣され、講師に対する旅費、謝礼等は不要です。

学校での人権学習にぜひ御利用ください。

## \*実施期間

令和3年度末までの期間で実施



## \*実施対象

滋賀県内に所在する小学校高学年及び中学校の児童・生徒

## \*教室の内容（入門編（小学校高学年向け）：45分、応用編（中学校向け）：50分）

実施内容の内訳は次のとおりです。

### ① スマホ・ケータイ安全教室（株式会社NTTドコモ）

スマートフォン・携帯電話の利用に関連したトラブルを未然に防ぐための知識や心構えを学びます（入門編：35分、応用編：40分）。

### ② 人権教室（滋賀県人権擁護委員連合会）

インターネットを通じたいじめを防止するための啓発、いじめにあった場合やネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談窓口の周知広報を行います（10分）。

## \*実施の流れ

① 実施希望日の2か月前までに「[スマホ・ケータイ人権教室実施申込書（様式1）](#)」に必要事項を記入し、大津地方法務局人権擁護課宛てにFAXで提出してください。

※ 教室実施の**最小単位**は、**学年単位**です（同日3回まで可。）。

三密を避けるため一か所に集合して実施することが困難な場合は、校内放送設備やWeb会議ツールを活用した教室の実施、又は別途NTTドコモが提供する映像教材

の利用を御案内しています。

※ NTTドコモに直接申込みをすることはできません。

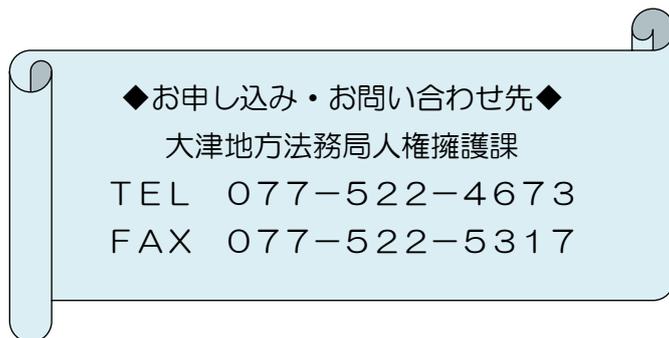
※ 期限までに申込みができなかった場合は、別途お問い合わせください。

※ 日程等の事情により御希望に添えない場合があります。

- ② 申込書受領後、日程調整を行い、法務局から学校へ実施の可否を連絡します。
- ③ 教室実施後は、2週間以内に「スマホ・ケータイ人権教室受講報告書（様式2）」を大津地方法務局人権擁護課までFAXにて提出してください。



人権イメージキャラクター  
人KEN まる君



大津地方法務局・滋賀県人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター  
人KEN あゆみちゃん

★様式のダウンロードはこちら

[「スマホ・ケータイ人権教室 実施申込書（様式1）」](#)

[「スマホ・ケータイ人権教室 受講報告書（様式2）」](#)